

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月十日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六一―一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ(3)行政職給料表等級別職務区分表中

管理幹

を

主幹
管理幹

に、「主幹」を「被害少年支援幹」に、

副密長
被害少年

支援官

を

副密長

に改め、同表のト公安職給料

監察官
交通聴聞官
副校長
補佐官

を

補佐官
監察官
交通聴聞官
副校長

表等級別職務区分表中

に、

研究官
対策官
支援官

を

支援官
研究官
対策官

に、

--

広聴官

地域官

広域官

を

生活安全官

に、

地域交

地域官

嶺南官

に改める。

を

嶺南

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。